

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインに基づく県の意見の公表

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインⅡ 5（1）により、同ガイドラインⅡ 2（1）による事前届出をした者に対して県の意見を述べたので公表する。

平成 26 年 2 月 20 日

1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン湖南店 湖南省岩根字徳行 4509 番 1 外 67 筆

2 県の意見の概要

- (1) 店舗の東側から来店する車両は、出入口①または出入口④から半数ずつ、西側から来店する車両は出入口③または出入口④から半数ずつ、それぞれ出庫する計画とされているが、退店ルートや駐車場の配置等から、当該計画どおり出庫が確保されるか懸念される。
- (2) 当該計画の実効性を確保するための具体的な対策など、交差点への負荷をできる限り抑制する方策を講じること。計画地周辺の農道や生活道路を通り抜けて来退店する車両の発生が懸念されるため、看板の設置や交通整理員の配置等により、農道や生活道路への進入防止および交通安全の具体的な対策を講じること。
- (3) 当該店舗は店舗面積 20,000 ㎡以上の規模があり、多数の来店者が想定されることから、オープン日やセール日などの繁忙日について、臨時駐車場等による適切な収容台数の確保を検討すること。

3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

湖南省建設経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目 1 番地

- (2) 縦覧期間 平成 26 年 2 月 27 日から平成 26 年 3 月 27 日まで